



返還金 全額市が負担

滝沢市 会計検査院指摘問題

滝沢市が会計検査院の指摘事項に係る調査を受けて、市内の学童保育クラブに交付金の返還を求めるとしていた問題で、市は2月22日に文書で、国、県に返還する交付金については全額市で負担することを各学童保育クラブに通知しました。昨年1月に、市内の13の学童保育クラブと滝沢市連協、岩手県連協は返還金が生じないよう市に要望書を提出していました。通知によると誓約書の提出という条件はついたものの、私たちの要望が全面的に受け入れられる形となりました。

市の通知内容は①今後、同様の事案が発生しないよう事務改善内容や予防策などの対応について、改善報告書兼誓約書を提出すること②次年度は誓約書を確認したうえ、適切と認めた事業者と契約を締結する③平成28年度から令和3年度までの間の該当事案に関連し、過大に交付を受けた国及び県の子ども・子育て支援交付金の返還金については市が負担する一とするものです。

子ども子育て交付金の算定要件として、開所時間内は放課後児童支援員を常時2人配置しなければならないことになっています。滝沢市の学童保育クラブでは保育時間内の常時2人配置は遵守していたものの、保育のない時間帯（準備時間や子どもが帰った後の時間）に2人配置になっていないことがありました。市はそのうちの土曜日分について平成28年度にさかのぼって返還金が発生していること、返還方法に関しては今後協議するが、該当クラブに返還金を求める考えも示していました。

当初は開所時間や開所要件の解釈が判然とせず、市から交付金返還を求められたクラブ側も混乱していました。県連協では市連協から聞き取りを行い、この問題は開所要件や開所時間の解釈に国と現場で齟齬が生じていること、実施主体である市もしっかり整理していなかったことが原因であるとの認識から、全国学童保育連絡協議会に厚生労働省への確認を要請。昨年3月末に厚生労働省から「放課後児童クラブにおける開所時間の考え方」が発出されました。

また、昨年1月には市連協を通じて市内すべての学童保育クラブに呼びかけ、うち13クラブと県連協、市連協の連名で「会計検査院の指摘にかかる緊急要望書」を提出。阿部勝県連会長が武田哲市長を訪問し、「開所時間について、行政と受託者が事前調整していれば、今回の問題は起らなかった。交付金の返還が生じないようお願いしたい」と要望していました。

【滝沢市連協からのコメント】

今回、県連協に相談にのっていただき、未加盟クラブにも声をかけて県連協、市連協、未加盟クラブの連名での要望がかない、本当に良かった。問題を問題視せず声を上げなければ、各クラブに返還金が生じていた。一緒になって問題に向き合い改善していくことや、声を上げていくことなど連協の運動が大切だと再認識させられた。今後、各クラブと手を取り合い、以前のように市連協が活発に活動できるようがんばりたい。